

## 仲町小学校同窓会規約

### 《第1章 総則》

1. 本会は「仲町小学校同窓会」と称し、

事務局は練馬区氷川台 2-18-24 練馬区立仲町小学校内におく。

2. 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

3. 本会の会員は、仲町小学校の卒業生（正会員）及び、現、旧教職員（特別会員）とする。

4. 本会に次の機関をおく。

①総会

②役員会

### 《第2章 総会》

5. 総会は、正会員をもって構成し、本同窓会の最高意志決定機関である。

6. 定期総会は、原則として2年ごとに開催する。

7. 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立する

### 《第3章 役員》

8. 本会は、次の役員をおき、任務は次の通りである。

①会長（1名） 会を代表し、総会・役員会を招集する。

②副会長（若干名）会長を補佐し、会務を司る。

③庶務（2名） 会の事務を司る。

④会計（2名） 会の会計を司る。

⑥幹事（若干名） 役員会の構成員とし、役員会議案の審議を行なう。

⑥会計監査（2名）会の会計の監査をする。

9. 役員の選出方法は次の通りである。

①会長・副会長・庶務・会計・会計監査は、役員会で選出し、総会で決定する。

②幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

10. 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 《第4章 役員会》

11. 役員会は、必要に応じて、会長がこれを召集し次の事項を審議する。

①総会に提出する議案に関する事項

②その他本会の目的達成に必要な事項

### 《第5章 会計》

12. 本会の経費は、同窓会費、寄付及び事業収益金をもって、これにあてる。

同窓会費は、500円とし、小学校卒業時に納入するものとする。

13. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

### 《第6章 その他》

14. 本規約の変更は、役員会の議決により、総会出席者の過半数の承認を得なければならない。

15. 本規約は、平成20年6月14日から施行する。